

大船渡市プレミアム付商品券発行事業の概要

目的	新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている地域経済の回復に向けて、市内の消費を喚起するため、「大船渡市プレミアム付商品券」を発行する。
商品券名	大船渡市プレミアム付商品券
発行総額	490,000,000円（プレミアム分40%、140,000,000円を含む）
発行冊数	70,000冊
販売価格	1冊 5,000円（500円券14枚、7,000円分の商品券入り）
1冊あたり 券の種類	専用券（小規模店舗専用） 10枚 共通券（大型店・小規模店舗共通） 4枚
販売期間	令和4年2月下旬～3月末
販売場所	調整中
購入限度	市内居住者（1人あたり2冊まで購入可能）
購入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報の購入整理券に購入冊数、住所、氏名を記入し、券を持参して購入 ・購入整理券は1回限り使用。世帯人数分をまとめて購入いただく ・代理人の購入も可能
商品券が使用 できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・出資や債務・公共料金の支払い ・有価証券、金券、宝くじ、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード、クオカード、バスカード、電子マネーのチャージ等の換金性の高いものの購入 ・たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（たばこ事業法により小売定価以外による販売禁止のため） ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入 ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い ・現金との換金、金融機関への預け入れ ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの ・その他この商品券の趣旨にそぐわないもの

裏面もご確認ください

<p>専用券 (小規模店舗専用) 加盟店 の登録要件</p>	<p>中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に店舗等を有する事業者(法人・個人)</p> <p>なお、一の建物において、小売業を行うための店舗の用に供される面積が500㎡を超える場合、登録できないものとする。</p> <p>ただし、店舗面積が500㎡を超える場合であっても、店舗内の区域を明確に分けたうえで、複数の事業者が利用する場合、一の事業者が店舗として利用する面積が500㎡以下であれば、登録を可能とする。</p> <p>また、屋内施設と屋外施設を一体として小売業を行う場合、屋内施設の面積のみとし、屋外施設は含めないこととする。</p>
<p>共通券 (大型店・小規模店舗共通) 加盟店 の登録要件</p>	<p>市内に店舗等を有する専用券加盟店の登録要件を満たさない事業者(法人・個人)</p>
<p>有効期限</p>	<p>令和4年7月31日(日)まで</p>
<p>換金期限</p>	<p>令和4年8月31日(水)まで</p>
<p>券の換金</p>	<p>手数料無料</p>
<p>その他</p>	<p>加盟店は、独自(のぼり、チラシなど)PRに努めていただきますとともに、消費喚起を図るための各種サービスの実施をご検討ください。</p>